

日を要し、事業の施行に支障を及ぼすことがしばしばあったので、この法律では損失の補償に関しては、補償金の確定以前に概算見積りによる仮補償金の支払をもって取用の効果を生じせしめることとし、そのために緊急裁決の制度が設けられた。

これがこの法律の最大の特徴であり、その概要は次のとおりである。

(1) 取用委員会は、申請された特定公共事業の裁決が遅延することによって事業の施行に支障を及ぼすおそれがあるときは、起業者の申立てにより緊急裁決ができることとされた。

(2) 緊急裁決によって取用する場合には、起業者は取用委員会の定めた**仮補償金**を支払わねばならない。

(3) 取用する土地に建物その他の物件があるときは、所有者にそれらの取用(**逆取用**)を取用委員会に請求する権利が認められ、物件が住宅である場合には、その居住者は取用委員会に対し仮住居提供を要求することができるよう定められた。

(4) 取用委員会が緊急裁決を行なうときには、取用後においても補償金を適正に算定できるよう、あらかじめ現地調査をする義務があり、仮補償金の支払のほか必要があれば起業者に担保を提供することを命ずることができるものとされた。

(5) 緊急裁決後も引き続き審理を行ない、早急に補償の裁決を行なうべきことを取用委員会に義務づけ、**仮補償金**と**確定補償金**との間に差額があるときは、利息(法定利率年6分)を付して清算するものとした。

(6) 起業者が清算金および利息の支払の履行を怠ったときは過怠金を課し、それらに対する強制執行の規定が設けられた。

〔補償の特例〕

特定公共事業に伴う損失の適正な補償等を確保するため、この法律は新しい制度として次の事項を定めている。

(1) 現物補償の強化

土地取用法に定められている替地の提供等の現物補償の請求のほかに、住宅・店舗等の建物の提供による現物補償の裁決ができる制度が設けられた。

(2) 現物給付

任意協議の場合であっても、特定公共事業に必要な土地等を提供した土地所有者から現物の給付の要求があり、その要求が妥当であると認められるときは、起業者は事情の許すかぎり、その要求に応ずるよう努力する義務があるものとされた。

(3) 生活再建等の措置

特定公共事業に必要な土地等を提供することによって、生活の基礎を失うこととなる者に対しては、その者の申出により都道府県知事は関係行政機関、関係市町村長、土地所有者等またはその代表者および起業者と協議して生活再建計画を作成し、その計画に基づき ア 土地・建物の取得 イ 職業の紹介、訓練 ウ 環境不良地に転居せざるを得ない場合の環境整備等に関する所要の措置を起業者の行なう補償とあわせて行なうものとし、国および地方公共団体は、その実施に努めなければならないと定められた。(広瀬迪夫)

こうくうしゃしんそくりょう 航空写真測量 わが国の航空写真測量は、満州事変直後の満州国鉄道の急速建設に当たって、陸軍の木本式実地曲線描画器により地形図を作成し、図上選定用に利用された。国鉄でもこれに着目して写真測量を実施することになり、下田線・伊東・谷津間を撮影した。これの実施は陸地測量部に委託し、同部の写真測量研究委員会が担当した。現地地上準備作業は熱海建設事務所が担当し、撮影は日本空中作業合資会社が請け負い、飛行機はサルムソン複葉機、写真器は乾板ドラム回転式で全く手動であった。これが国鉄にお

ける写真測量の手初めであり、研究の結果、鉄道省式写真測量方式を一応完成した。しかして昭和8・3には、この方式により数線の測量を実施し、成績はきわめて良好であった。

昭和11年には本省に直轄航空測量係が置かれ、作業の実施に当たっては東京建設事務所が担当し、全部直轄で実施することとなった。これに要する飛行機および写真機等を整備するとともに、熊谷陸軍飛行学校に隣接して格納庫および事務室が設けられ、本格的に実施されてきたが、昭和16年度に入って戦争のため中止となり、昭和20・8終戦、同年10には熊谷格納庫および飛行機とも接収され、事実上廃止となった。その後昭和27・4米軍の占領終結により、日本の自主独立とともに民間撮影会社もできるようになり、写真測量が復活した。昭和30年ごろより写真測量事業は急速に発達し、精度・技術とも著しい進歩を示し、国土基本図・国土調査等各種国家的な事業計画に利用されることとなった。

航空写真測量の実施に当たっては、まず撮影計画を立てなければならない。撮影計画には通常 $\frac{1}{50,000}$ 図を使用し、次の事項を定める。

(1) 撮影器材

ア 航空機の性能または機種 イ カメラの性能または名称 ウ スタスコープ使用の要否 エ 感光材料の規格または名称。

(2) 撮影諸元

撮影高度または撮影縮尺と撮影基準面。

(3) 撮影地域および撮影法

ア 撮影地域の外周(図示) イ 並行撮影するコース相互のサイドラップ ウ コース内各隣接写真のオーバーラップ エ 撮影コースおよび各コースの撮影開始ならびに終了地点(図示)。

(4) 対空標識

ア 対空標識の要否 イ 実施する場合はその位置・形状および実施の時期。

(5) 撮影の時期および時刻

以上の計画に基づき細部におわたって関係者と打合せを行ない、撮影実施に移る。なお撮影された写真は高度の機械にかけ、地図として使用できるようにする。

参考文献 木本氏寿著 航空写真の実際。(佐久間 貞二)

こうさくがかり 工作掛 車両工場・自動車工場等に配置される職で、昭和36年の職制改正により工場技工から改名したものである。

この職の役目は、*工作指導掛の指揮を受けて、車両・建物(工場内)・機械・器具・工具等の製作、修繕、加工等の作業に従事するもので、一般工場の職工に相当する。したがって職務内容を職種別に分類すると旋盤・塗装・鋳物・大工等多くに分かれ、いずれも相当の技能経験を必要とされるものが多い。この職になるためには、整備掛に新規採用されて一定期間実務に従事し、採用試験に合格して登用される道もあるが、一般的には技能者養成所において所定の専門技能教育を受けた者となる場合が多い。(森口政雄)

こうさくけんさがかり 工作検査掛 車両工場・自動車工場に配置される職で、昭和36年の職制改正により工場検査掛より改名された。工場の各職場で行なった製品・修繕品等のできがりに対し、検査を行なう職である。(森口政雄)

こうさくしどうがかり 工作指導掛 車両工場・自動車工場に配置される職で、昭和36年の職制改正により、作業掛および技術掛を統合して制定された。*工作掛を指導して、車両・機械・器具などの修繕業務を処理する職で、修繕対象物の